

防災区民組織活動奨励金の交付及び 防災資機材の整備の助成に関する要綱

(通則)

第1条 防災区民組織の育成に関する要綱（平成6年3月3日世防発第147号。以下「育成要綱」という。）第5条の規定に基づき、防災区民組織（育成要綱第2条に規定する防災区民組織をいう。以下同じ。）の活動を促進するため、防災区民組織活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、及び防災資機材の整備に係る助成を行い、それらの交付及び助成について、世田谷区財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第10号）、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、世田谷区の地域防災力の向上を図るため、防災区民組織を育成し、その活動を促進することを目的とする。

(奨励金交付事業)

第3条 奨励金の交付の対象となる事業（以下「奨励金交付事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 可搬式消防ポンプ操法訓練の実施
- (3) 防災意識の啓発及び防災知識の普及

(奨励金交付対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「奨励金交付対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 町会、自治会等で結成された防災区民組織で現に活動しているもの
- (2) 町会、自治会等で新たに結成された防災区民組織

(奨励金の交付額)

第5条 奨励金の交付額は、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げた額とする。

区 分	交 付 額
結成時	25,000 円
結成後	500 世帯未満 10,000 円
	500 世帯以上 20 円×世帯数

2 前項による奨励金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 区長は、奨励金の交付を受けようとする奨励金交付対象者に、毎年6

月30日までに（防災区民組織の結成時においては、結成を区に届け出た日から1箇月以内に）役員名簿を添付させた防災区民組織活動奨励金交付申請書（第1号様式）を提出させなければならない。

（奨励金の交付決定及び通知）

第7条 区長は、前条の申請書の提出があった場合、当該申請書の審査及び必要に応じて調査を行い、奨励金の交付又は不交付を決定したときは、防災区民組織活動奨励金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、速やかに申請をした奨励金交付対象者にその旨を通知しなければならない。

（奨励金の交付請求）

第8条 区長は、前条の交付の決定をしたときは、速やかに奨励金交付対象者から防災区民組織活動奨励金交付請求書（第3号様式）を提出させるものとする。

2 区長は前項の請求があったときは、速やかに当該請求に係る奨励金を支払うものとする。

（奨励金の活動実績報告）

第9条 区長は、前条の奨励金を受けた者に、会計年度終了後速やかに奨励金交付事業の遂行状況について、防災区民組織活動奨励金交付事業実施報告書（第4号様式）により報告させなければならない。

（防災資機材助成事業）

第10条 防災資機材の整備に係る助成の対象となる事業（以下「防災資機材助成事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災点検及び可搬式消防ポンプの整備
- (2) 防災資機材の購入及び修繕
- (3) 備蓄物品等の購入

（防災資機材助成対象者）

第11条 防災資機材の整備に係る助成を受けることができる者（以下「防災資機材助成対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 町会、自治会等で結成された防災区民組織で現に活動しているもの
- (2) 町会、自治会等で新たに結成された防災区民組織

（防災資機材助成内容）

第12条 防災資機材の整備に係る助成の内容は、次のとおりとする。

- (1) 防災資機材の購入及び修繕並びに備蓄物品等の購入経費の助成
- (2) 防災区民組織結成時の防災資機材の供与
- (3) 区民消火隊結成時の可搬式消防ポンプ一式及び格納庫の供与
- (4) 可搬式消防ポンプ一式及び格納庫の再供与

（防災資機材助成額等）

第13条 前条第1号の規定により助成の対象となる防災資機材及び備蓄物品等の種類及び助成限度額は、それぞれ、別表第1及び別表第2に定めるところ

ろによる。

- 2 前条第2号の規定により供与する防災資機材は、別表第3に定めるところによる。
- 3 前条第3号の規定により供与する可搬式消防ポンプ一式及び格納庫は、別表第4に定めるところによる。
- 4 前各項の助成の総額は、予算の定める額を限度とする。

(防災資機材助成の申請)

第14条 区長は、第12条第1号の助成を受けようとする防災資機材助成対象者に、毎年1月31日までに（防災区民組織の結成時においては、結成を区に届け出た日から1箇月以内に）、同条第2号及び第3号の助成を受けようとする防災資機材助成対象者には、それぞれ防災区民組織結成を区に届け出た日から1箇月以内に次に掲げる書類を添付させた防災区民組織防災資機材助成申請書（第5号様式）を提出させなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 事業計画書（第12条第1号に係る申請に限る。）
- (3) 見積書（第12条第1号に係る申請に限る。）
- (4) 消防隊員名簿（第12条第3号に係る申請に限る。）
- (5) その他区長が必要と認める書類

(防災資機材助成の決定及び通知)

第15条 区長は、前条の申請書の提出があった場合、当該申請書の審査及び必要に応じて調査を行い、助成を決定し、又は助成しないことを決定したときは、防災区民組織防災資機材助成決定・不決定通知書（第6号様式）により、速やかに申請をした者にその旨を通知しなければならない。

- 2 第12条第3号の規定による可搬式消防ポンプ一式及び格納庫の助成の申請にあっては、前項の審査及び調査のほか、次に掲げる事項について満たしていることを審査及び調査するものとする。
 - (1) 常時、地域住民6名以上の消防隊員が確保されていること。
 - (2) 格納庫を設置する用地が確保されていること。
 - (3) 消防水利が確保されていること。

(防災資機材助成の請求)

第16条 区長は、前条の助成の決定をしたときは、速やかに助成の決定を受けた者（以下「防災資機材助成事業者」という。）から防災区民組織防災資機材助成請求書（第7号様式）を提出させるものとする。

- 2 区長は前項の請求があったときは、速やかに当該請求にかかる助成を行うものとする。

(可搬式消防ポンプ一式及び格納庫の再供与)

第17条 区長は、可搬式消防ポンプ一式及び格納庫の供与については、供与を受けた防災資機材助成対象者が適正な管理を行ったにもかかわらず、耐用

年数(おおむね10年)を経過した供与品の老朽化が著しいと認めるときは、予算の定める範囲において再供与することができるものとする。

- 2 前項の供与を受けようとする者については、第14条から前条までの規定を準用する。

(防災資機材助成事業の変更の承認)

第18条 区長は、防災資機材助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ防災区民組織防災資機材助成事業変更・中止・廃止承認申請書(第8号様式)により承認を受けさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 防災資機材助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 防災資機材助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 防災資機材助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、防災資機材助成事業の変更又は中止若しくは廃止を承認し、その旨を防災区民組織防災資機材助成事業変更・中止・廃止承認書(第9号様式)により、申請をした防災資機材助成事業者へ通知するものとする。

(防災資機材助成事業の事故報告)

第19条 区長は、防災資機材助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は防災資機材助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに防災資機材助成事業者へ防災区民組織防災資機材助成事業事故報告書(第10号様式)により報告させなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、適切な指示を書面によりしなければならない。

(防災資機材助成事業の遂行命令等)

第20条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査その他防災資機材助成事業者が提出する報告等により、当該防災資機材助成事業者の防災資機材助成事業が助成の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該防災資機材助成事業者へこれらに従って当該防災資機材助成事業を遂行すべきことを防災区民組織防災資機材助成事業遂行命令通知書(第11号様式)により命ずるものとする。

- 2 区長は、防災資機材助成事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該防災資機材助成事業の一時停止を当該防災資機材助成事業者へ防災区民組織防災資機材助成事業停止命令通知書(第12号様式)により命ずるものとする。

(防災資機材助成事業の実績報告)

第21条 区長は、防災資機材助成事業者へ、防災資機材助成事業が終了したとき(第18条第1項第3号の規定により廃止の承認をしたときを含む。)又

は会計年度終了後30日以内に、防災資機材助成事業の遂行状況について、防災区民組織防災資機材助成事業実績報告書（第13号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げるものを添付して報告させなければならない。

(1)防災区民組織の活動報告書

(2)防災資機材及び備蓄物品等の購入又は修繕にあつては、その領収書の写し

(3)防災資機材、可搬式消防ポンプ一式及び格納庫（以下「防災資機材等」という。）の供与にあつては、その受領書（第14号様式）

(4)その他区長が必要と認めたもの

- 2 区長は、前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めたときは、その報告に係る防災資機材助成事業の実施が、助成の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(防災資機材助成事業の是正のための措置)

第22条 区長は、前条第2項による審査又は調査の結果、防災資機材助成事業の実施が助成の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該防災資機材助成事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、防災資機材助成事業者に対して防災区民組織防災資機材助成事業是正命令通知書(第15号様式)により命ずるものとする。

- 2 区長は、前項の命令により防災資機材助成事業者が必要な処置をした場合は、当該防災資機材助成事業者にその結果を実績報告書により報告させなければならない。

(防災資機材助成決定の取消し)

第23条 区長は、防災資機材助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1)偽りその他不正の手段により助成を受けたとき。

(2)助成された金品を当該防災資機材助成事業以外の用途に使用又は流用したとき。

(3)第21条の実績報告による防災資機材助成事業の成果又は防災資機材助成事業の事業費の実績額が著しく第14条の助成申請の内容を下回るとき。

(4)前3号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容、これに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を当該防災資機材助成事業者に対して防災区民組織防災資機材助成決定取消通知書（第16号様式。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

(防災資機材助成金等の返還)

第24条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、防災資機材助成事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金

又は防災資機材等が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を防災資機材助成事業者に命じなければならない。

(防災資機材助成金の違約加算金及び延滞金)

第25条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたとき（第23条第1項第3号の規定に該当し、助成金の返還を命じたときを除く。）は、防災資機材助成事業者をしてその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、防災資機材助成事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- 4 区長は、供与した防災資機材等の返還を命じた場合において、当該防災資機材等の返還ができないとき又はき損しているときは、防災資機材助成事業者にその損害を弁償させなければならない。この場合においては、前2項並びに次条及び第27条の規定を準用する。

(防災資機材助成金の違約加算金の計算)

第26条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、防災資機材助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(防災資機材助成金の延滞金の計算)

第27条 第25条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月28日から施行し、同月1日から適用する。
- 2 防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の供与に関する要綱（平成6年3月3日付世防発第149号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日2世烏地第885号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

助成対象資機材の種類

区分	助成対象資機材の種類
情報連絡用資機材	ハンドマイク、トランシーバー、非常用ラジオ等
救出・救護用資機材	リヤカー、はしご、脚立、バール、スコップ、ハンマー、電動のこぎり、のこぎり、ジャッキ、救助用ロープ、担架、救急セット等
消火用資機材	可搬ポンプ、ホース、消火器、バケツ、ポリタンク等
避難用資機材	ヘルメット、投光器、腕章、発電機、強力ライト、乾電池、テント、ブルーシート、毛布、簡易トイレ、標旗、ガラス飛散防止フィルム、家具転倒防止器具等
備蓄用食糧	備蓄用食糧、備蓄用飲料水等
その他	資機材修繕のほか、区長が必要と認めたもの

別表第2（第13条関係）

助成限度額

- (1) 結成時 50,000円＋世帯数による定額加算（結成後の助成額）
- (2) 結成後

	世帯数		金額
①		200世帯未満	18,000円
②	200世帯以上	300世帯未満	22,500円
③	300世帯以上	500世帯未満	27,000円
④	500世帯以上	600世帯未満	31,500円
⑤	600世帯以上	800世帯未満	36,000円
⑥	800世帯以上	900世帯未満	40,500円
⑦	900世帯以上	1,100世帯未満	45,000円
⑧	1,100世帯以上	1,200世帯未満	49,500円
⑨	1,200世帯以上	1,400世帯未満	54,000円
⑩	1,400世帯以上	1,600世帯未満	63,000円
⑪	1,600世帯以上	1,800世帯未満	72,000円
⑫	1,800世帯以上	2,000世帯未満	81,000円
⑬	2,000世帯以上	2,500世帯未満	90,000円

⑭	2,500 世帯以上	3,000 世帯未満	99,000 円
⑮	3,000 世帯以上	3,500 世帯未満	108,000 円
⑯	3,500 世帯以上	4,000 世帯未満	117,000 円
⑰	4,000 世帯以上	4,500 世帯未満	126,000 円
⑱	4,500 世帯以上		135,000 円

別表第3（第13条関係）

組織結成時の防災資機材

品 目	数 量
大ハンマー（10ポンド）	1
バール（1.2m）	1
剣スコップ	1
油圧ジャッキ（4t）	1
ボルトクリッパー（600mm）	1
ロープ（12mm×20m）	1
片刃のこぎり（270mm）	1
なた（135mm）	1
防水シート（5.4m×3.6m）	1
三角巾（10枚セット）	1

別表第4（第13条関係）

可搬式消防ポンプ一式及び格納庫

品 目	数 量
可搬式D型消防ポンプ	1
可搬式消防ポンプ用格納庫	1
防火着衣一式	構成員人数分
ヘルメット	構成員人数分